

**兵高教組
人雇労連報No.3
2016年10月12日 調査情報10号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

公民較差は国を上回る見込み 一時金の引き上げ勧告も検討

地域手当の引き上げ・青年層の賃金引き上げ勧告を検討

10月7日（金）、第3回の人事委員会との交渉が行われ、冒頭、小野委員長から79筆の団体署名が提出されました。

人事委員会の畠局長から今年度の人事委員会勧告・報告の方向性等について「現在、精査中」としながら次のような回答を行いました。

- ① 公民較差は国を上回る見込み
- ② 一時金は概ね国と同様の引き上げの見込み
- ③ 実施時期は本年4月1日から

次回交渉は10月14日（金）、勧告は来週中旬に出される予定です。



79筆の団体署名を提出する小野委員長

☆畠局長からの回答のポイント

○給与改定について

昨年「給与制度の総合的な見直し」で「地域手当について所要の措置を講じる必要がある」と勧告したが、実際には引き上げが行われなかつた。このため国（0.17%）を上回る較差を見込んでおり、給料表水準の引き上げを検討している。一時金についても、概ね国と同様の引き上げを検討している。勤勉手当に配分する。

○現給保障について

給与構造改革に伴う現給保障は、国は廃止、他の都道府県も廃止または廃止に向けた検討を行っている。総合的見直しに伴う現給保障も国は2018年3月末で廃止、他の都道府県も多くの団体が期間をあらかじめ期間を定めている状況。本県の実状を踏まえ、適切に対応する必要がある旨、報告したい。

○県「行革」カットについて

皆さんの強い思いも踏まえ、報告文の「おわりに」において言及してきたところについては、その内容について検討している。

○配偶者に係る扶養手当について

国は配偶者に係る手当を減額し、それを原資として子に係る手当を引き上げることとした。本県の民間企業は国と同様の状況にあり、国が見直しを行う中で、勧告・報告せざるを得ない。ただ、本県職員の扶養手当支給状況は配偶者の割合が低く、国と異なる状況にあるため、内容については検討している。

☆組合側からの要望

配偶者の扶養手当について、筋を逸脱し政権の要請に応えた人事院に追随してほしくない。国の勧告のまま県に当てはめると県の持ち出しが増えてしまう。それを考慮するというのなら、国に追随した上で県の財政にも考慮するという、2重の筋違いを犯してしまうことになる。

☆小野委員長と局長との確認

小野 国よりも大きい公民較差は、2016年4月に地域手当を上げなかったから生じたもの。給料表引き上げと跳ね返り分の引き上げに配分した上で、それ以外の較差は全て地域手当引き上げに配分するという認識でいいか。

局長 今、措置できるのはそれしかないと考えている。

小野 地域手当への配分については、地域手当が支給されている全教職員が対象ということでいいか。

局長 3級地と1級地の差が5%ということは人事委員会としても申し上げているので、そうなると考える。

小野 来週出される公民較差に期待をしている。

※跳ね返り分とは給料月額引き上げにともない引き上げられる諸手当の分。例えば教職調整額。

※局長は畠人事委員会事務局長

◇県「行革」カットって何？

私たちの給料は、給料表通りではなく、一定の割合でカットされています。それは、阪神淡路大震災の復旧・復興で無理をしたためと称して導入された県「行革」によるためです。

そして当初は5年という約束だったのが、もう9年目を迎えています。このように、いまだに県独自の給与カットをしている都道府県はもはや兵庫県だけです。

◇ 総合的見直しって何？

2014年の国人勧で出された制度で、給料表を平均2%（高齢層は4%）引き下げ、その代わり地域手当などを引き上げる内容になっています。国の場合、地域手当が0%の地域もあり、この地域に勤める国家公務員は引き下げられるだけです。半面、都市部の地域手当を軒並み引き上げました（最大は東京で20%）。兵庫県の場合は、全県に地域手当が出ていますが、2016年4月に引き上げられるべき地域手当が先延ばしされています。